

富士市大学等高等教育機関
共同研究講座等開設補助金 公募要領

令和 7 年 5 月

富 士 市

1 目的

セルロースナノファイバー（CNF）の実用化やグリーントランスフォーメーション（GX）の推進、デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応など、時代や社会の要請に応じ、急激な産業構造の変化への対応のためには、高度な専門性を有する人材の育成が急務となっている。

そこで、本事業は、市内事業者等が大学等高等教育機関と連携し、特定の分野に係る高度人材を育成するための講座やコース、プログラム等（以下「共同研究講座等」）を開設し運営する事業に要する費用に対して、当該費用の一部を補助するものであり、本事業を通じて、市内事業者等における人材のリスクリングや、当該分野の学生等の輩出を実現し、産業界のニーズに即した人材育成の推進を図ることを目的とする。

2 補助金の概要

（１）補助金の名称

富士市大学等高等教育機関共同研究講座等開設補助金

（２）補助対象事業

- ・ 市内事業等又は市内事業者等で構成するコンソーシアムと大学等高等教育機関が連携し、開設・運営する共同研究講座等（※１）であること。
- ・ 補助申請事業者等の従業員、子会社・関連会社の従業員、その他補助申請事業者等の事業に密接に関係する者（業界団体、同業界・同地域等）、学生を対象として、講義等を行うものであること（※２）。
- ・ 開設の目的として、「人材育成」に関する要素を含み、講義等（※３）を実施するものであること。
- ・ 補助申請事業者等が、当該共同研究講座等の開設・運営に係る経費の一部又は全部を拠出していること。
- ・ 当該共同研究講座等の担当者として、大学等高等教育機関に所属する教員が配置されていること。
- ・ 連携する大学等高等教育機関と共同研究講座等の開設を契約書、協定書その他これに類する書類にて合意を得ていること。

※１）本事業における共同研究講座等とは、市内事業者等と大学等高等教育機関が連携し開設・運営する人材育成に係るプログラムを想定しており、趣旨・目的に沿った大学等高等教育機関の制度の活用や連携プログラムであれば、実施形態は共同研究講座に限らない。但し、寄附講座は原則対象外とする。

※２）受講者を対象にした営利・営業・販売行為等にあたる取組は、本事業の補助対象とならない。

※３）講義等とは、講義・実習・共同研究等を指し、講義等の内容は専門知識の伝達を目的とした受動的学習（講義聴講等）のみならず、業務への反映を前提とした能動的学習（実習、フィールドワーク、PBL等）を含むことが望ましい。なお、本事業における共同研究は、人材育成効果を設計しているものを含むこととし、人材育成効果が存在しない研究委託に類する取組は、講義等には含まず、本事業の補助対象とならない。

(3) 補助対象者

大学等高等教育機関と連携して、共同研究講座等の開設及び運営を行う市内事業者等又はコンソーシアム（２者以上の市内事業者等により構成された組織）

但し、国、県、市、産業支援機関等が実施する他の支援制度を受け、又は受ける予定の事業は、本補助事業の対象外とする。

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認でき、補助対象事業の実施を目的として補助対象者が支出するものとして明確に区分できる以下の経費とする（※１）。

また、補助対象経費は、交付決定日以降の補助事業期間中に納品・検収・支出したものに限る（※２）。

補助対象経費		内容・費用例
費目	概要	
大学等高等教育機関に支払う経費	共同研究講座等を開設し運営するにあたって大学等高等教育機関に支払う費用	・大学等高等教育機関への共同研究費 ・大学等高等教育機関への業務委託費など
人件費	共同研究講座等の開設・運営に係る補助申請事業者の従業員等の人件費（大学等に支払う経費で支出するものを除く）	・特任教員等として研究・教育に携わる従業員等の人件費 ・大学等高等教育機関へ常駐する従業員等の人件費 など
消耗品費	共同研究講座等の開設・運営に係る消耗品費	・運営等にあたり必要となる消耗品費の購入費 など
外注費 委託費	共同研究講座等の開設・運営に必要な業務を外注・委託する費用（大学等に支払う経費及び人件費で支出するものを除く）	・オンライン会議サービスの契約費用 ・WEB制作・広報費用 ・講義等の内容や学習成果の評価方法等の設計に必要な専門家費用 など
備品・機材 導入費	共同研究講座等の運営に必要な備品・機材等を購入・リースする費用（大学等に支払う経費で支出するものを除く）	・運営にあたり必要となる試験機器の購入・リース費 ・オンライン講座等に必要な配信設備の購入・リース費 など
その他 諸経費	その他事業を行うために、特に必要と認められる諸経費	・講師派遣等に係る旅費・宿泊費、講師への謝金 ・講座等に利用する施設やオフィスの賃料 など

※１）補助対象外の経費

- ・本補助金の申請書作成に係る費用
- ・交付決定日前に発生した費用（※２）
- ・消費税、金融機関等への振込手数料、物品等購入の際の送料
- ・共同研究講座等の設置・運営等との関連が認められない費用
- ・その他事業目的と合致しないと富士市が判断した費用

※２）対象経費の支出日について

大学等に支払う経費に関して、共同研究費等、交付決定日前に年間費用の前払いをしている経費等については、交付決定後に実施した取組に要する費用として説明できる範囲において、補助対象経費として認められる場合がある。

（５）補助対象期間

補助金の交付決定日から令和８年３月２０日（金）まで

（６）補助率及び補助限度額

ア 単独事業者は、補助対象経費の合計の２分の１

イ コンソーシアムは、補助対象経費の合計の３分の２

ア及びイともに、１００万円を上限とする。

但し、上記「補助対象経費」のうち「備品・機材導入費」に係る経費は、アの場合は補助対象経費の合計額の２分の１に相当する額、及びイの場合は補助対象経費の合計額の３分の２に相当する額、又は１００万円のいずれか少ない額を超えて、補助対象経費に算入できない。

（７）予算額

１,０００千円

３ 公募要領の配付

（１）配付期間

令和７年５月１日（木）から令和７年１２月２６日（金）まで

（２）配付書類

富士市大学等高等教育機関共同研究講座等開設補助金交付要領及び公募要領

（３）入手方法

富士市ウェブサイトからのダウンロードによる

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035050000/p007730.html>

４ 申請にあたっての事前相談

申請を希望する者は、必ず事前相談を行うこと。

（１）事前相談期間

令和７年１１月２８日（金）まで

（２）事前相談の受付

事前相談期間内に富士市役所産業政策課へ問い合わせること。

担当：産業交流部産業政策課ＣＮＦ・産業戦略担当

電話 ０５４５-５５-２７７９

５ 交付申請

（１）申請受付期間

令和７年１２月２６日（金）まで

（２）必要書類

- ・富士市大学等高等教育機関共同研究講座等開設補助金交付申請書（第１号様式）
- ・事業計画書（第２号様式）

- ・収支予算書（第3号様式）
- ・コンソーシアム構成員名簿（第4号様式）（申請者がコンソーシアムである場合）
- ・大学等高等教育機関との契約書、協定書その他これに類する書類の写し
- ・会社案内（パンフレット等）
- ・市税完納証明書

（3）申請方法

富士市役所産業政策課（市役所5階南側）へメールで提出すること。

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

6 その他留意事項

- ・ 交付申請の補助申請金額の合計額が予算上限に達した場合、交付申請受付期間の期日前であっても受付を終了する。
- ・ 事業計画書及び収支予算書等の作成、提出に係る全ての費用は、申請者の負担とする。
- ・ 申請書類等に虚偽の記載が判明した場合は、その申請を無効とし、交付決定を取り消す場合がある。
- ・ 補助事業者は、補助対象経費の収支状況を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から5年間保存すること。
- ・ 補助事業者は、事業完了年度の翌年度から3年間、事業の進捗状況について、市に報告すること。
- ・ その他、交付要領及び公募要領に定めのないことで、不測の事態が生じた場合は、市と補助事業者が協議した上で決定する。